

平成28年(ワ)第2572号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 11

～被告準備書面(1)に対する求釈明(その2)～

平成29年9月28日

京都地方裁判所第6民事部いA係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. 「第5 浜矩子研究科長の説明について【原告準備書面5】」について

1. 「1 8 コマルールについて」(6頁以下)

- (1) 被告は「ビジネス研究科の教員の定年延長は、ビジネス研究科で担当する科目を考慮して行うものである。その結果定年延長が認められた場合に、他の研究科での科目担当が検討されるのであるから、原告の主張は、検討すべき順序が逆転している」とする(7頁)。では、浜矩子研究科長は「原告の定年延長に際し、他の研究科での科目担当は一切考慮しなかった」のか認否されたい。
- (2) 浜矩子研究科長は、原告が2012年度に他の研究科において担当していたコマ数についてどのように把握していたのか明らかにされたい。

2. 「2 求釈明について」(7頁)

- (1) 原告は原告準備書面5において「そもそも浜矩子研究科長が、博士課程の指導する有資格者である原告の総合政策科学研究科TIM専攻における授業担当の負担を正当に評価することができる資格・能力を有するかを判断するために、浜矩子教授の最終学歴(博士号・修士号の取得の有無)、専門分野における学術研究論文の公表の有無、博士課程を指導する資格を有しているか否かについて回答されたい」と釈明を求めたが、被告は本件との関連性が不明である、本件と関連性のない資料を提出する予定はない、とする(7頁)。
- (2) しかしながら、原告は総合政策科学研究科TIM専攻において博士課程の指導を担当していたのであり、その内容や負担を「判断要素」として正当に評価するためには、浜矩子研究科長自身においてこれを評価する資格・能力があることが当然の前提となる。そこで、「浜矩子研究科長は博士課程を指導する資格は有していなかった」との主張に対して被告の認否を求める。

第2. 「第6 浜研究科長の教授会での発言について【原告準備書面6】」について

1. 「2 求釈明について」 (8頁)

被告は、教授会の録音は、適宜消去しているとするが、平成25年2月11日開催「2012年度第13回ビジネス研究科教授会記録」(乙14)の録音は、誰がいつ消去したのか裏付けとともに明らかにされたい。

第3. 「総合政策科学研究科からの依頼について【原告準備書面7】について

1. 「1 科目担当依頼を断った経緯」 (8頁以下)

被告は「…原告の主張は、ビジネス研究科で定年延長が決まった後に、他研究科での科目担当を決めることができるようになるという学内手続の順序を無視したものである」とする(9頁)。この「学内手続」を定めた規程を資料として提出されたい。

2. 「2 原告の権利又は利益」 (9頁)

被告は「学生が在学契約に基づいて有する権利は、所定のカリキュラムに沿った教育役務の提供を受ける権利であり、特定の教員の授業を受けることはこれに含まれない」とする。

かかる主張は、本件訴訟における主張技術としてのみなされているのか、およそ同志社大学・大学院では「学生が在学契約に基づいて有する権利は、所定のカリキュラムに沿った教育役務の提供を受ける権利であり、特定の教員の授業を受けることはこれに含まれない」というのが全学的な公式見解なのか明らかにされたい。

3. 「求釈明について」 (9頁)

(1) 原告は原告準備書面7において「浜矩子研究科長は、博士課程である総合政策科学研究科TIM専攻からの原告に対する教授・指導依頼を独断で拒否している。浜矩子研究科長に博士課程や有資格者教授の適正について判断をする資格・能力があったというためには、浜矩子研究科長自身に博士課程指導の資格を有する能力が必要になる。そこで、浜矩子研究科長の最終学歴・博士課程の教授・指導の資格の有無・専門分野の研究論文を明らかにすることを求める」と釈明を求めたが、被告は、本件と関連性のない資料を提出する予定はないとする(9頁)。

(2) そもそも浜矩子研究科長が、博士課程である総合政策科学研究科TIM専攻からの依頼への対応の適否を判断するためには、浜矩子教授が博士課程に関する資格・能力の有無・程度を吟味することは不可欠である。そこで、「浜矩子研究科長は博士号・修士号を取得していない」、「博士課程を指導する資格を有していない」との事実について認否を求める。

第4. 「第8 「学問の自由権確保義務」の主張について【原告準備書面8】」について (9頁以下)

1. 被告は原告が原告準備書面8「第2」(3頁以下)で指摘した事実についての認否を行っていない。

2. 被告は原告が主張する以下の事実について個別具体的に認否されたい。

記

- 八田英二は総合政策科学研究科博士課程（一貫制）技術・革新的経営専攻の平成20（2008）年1月10日には被告同志社大学の学長の地位にあり（甲24）、その後も、原告に対する学問の自由の侵害が問題となった平成24（2012）年度及び平成25（2013）年度においても学長の任にあったこと
- 大学長は被告学校法人同志社大学の理事でもあり（乙1・第7条（2））、平成20（2008）年1月10日時点では八田英二学長は評議会議長の地位にもあった（甲24）こと
- 原告に対する「専門外科目担当の強要」が行われた平成23年12月頃から平成24年3月頃までの間、土田氏が副学長の地位にあった（乙9参照）こと
- 大学院学則（甲1）31条1項は、大学院及び各研究科に共通する重要事項は部長会で審議するとある。そして、同32条3項には研究科教授会及び研究科委員会は、学長から諮問された事項について審議するとあること
- 大学評議会規則（甲27）3条（4）にはその他大学院各研究科及び各学部に通ずる重要事項及び学長の諮問する事項とあること
- 各研究科を横断する議題については部長会や大学評議会にて審議がなされること、また学長は評議会や研究科教授会に諮問をする権限があることが定められていること
- 平成23（2011）年12月21日の教授会では、浜矩子研究科長から嘱託講師のうち9名については「大学執行部」からの要請も有り「嘱託講師」ではなく「ゲストスピーカー」で行きたいとの協力要請があった（乙7）こと
- これに対して原告は教育の質保証の点から科目開講ができないことは避けて欲しい旨発言し、研究科長から「大学執行部」へ従来どおり嘱託講師でとの要望を伝えるよう要請していること
- その後、浜矩子研究科長は土田副学長（教務部長でもあった）と話し合いをしたようであるが、その結果について同月24日付けのメールで原告に伝えられている（乙34）こと
- これによると土田副学長は、近畿圏外嘱託講師に関する学内申し合わせの遵守について、その徹底に注力するという全学方針を貫徹するとの立場から嘱託講師体制は容認できないとの返事があったこと、浜矩子研究科長はそれを踏まえてゲストスピーカーに切り替える手続を開始することが伝えられていること
- 浜矩子研究科長は「近畿圏外講師の抑制ルールにつきましては、原則論的な意味で当方も山口先生を始め、他の先生方が持たれている疑念を大いに共有します。その観点からは、不本意感を伴う対応であることを否定いたしません」としていること
- これに対して、原告は、同日、同志社大学の国際化、世界レベルの教育水準の戦略的構築よりも、些細な経費削減を優先することに疑問を呈し、次回教授

会で審議することを求めたが、同月26日付けメールで浜矩子研究科長はこれを拒絶している（乙35）こと

- 翌平成24（2012）年1月11日の教授会においても、原告は、科目の責任ある継続担当ができない旨を表明し、大学執行部へ再度の状況説明と現行嘱託講師体制の1年限定延長依頼の要請をしている（乙8）こと
- これを受けて浜研究科長は八田学長と面談をすることとなったこと
- 。原告はこの教授会において「担当科目を教えるのが義務だ、そうしなければ解雇だ」と村山教授から脅迫されていること
- 原告は同年1月13日付要望書（甲28）を八田学長に送付し、専門分野の講義を、嘱託講師から責任を伴わないゲストスピーカーに切り替えることは、世界水準の科目を提供すべき大学の社会的責任に反するなどの意見を直接伝えていること
- 同年2月1日の教授会では、浜矩子研究科長より同年1月19日に八田学長及び土田副学長と面談を行ったが、近畿圏外の嘱託講師を多数認めることはできないとの面談結果の報告がなされた（乙9）こと
- 原告自身はグリーン科目の専門家ではないことから、専門教員である嘱託講師が配置されなければ、グリーン科目は責任を持って開講できないと発言した（乙9）こと
- 同月12日の教授会において、浜矩子研究科長から「大学執行部」の意向確認等の経過説明がなされた（乙10）こと
- 原告は、嘱託講師が認められなければグリーン科目の品質保証ができないこと、学内ルールの強制であること、新カリキュラムは専門外教授では責任をもって担当できない旨を述べたこと
- これに対し、近藤まり国際プログラム委員長より、学生への責任はどうするのか、学生との契約が履行できない、2011年度が卒業するまでは原告が責任をもってオファーしてほしい、教員の手当ができないなどの発言があったこと
- また、同年3月17日の教授会では村山教授より、今在籍している学生にどう責任を取るのか、大学の社会的責任をどう考えるのかとの指摘があった（乙11）こと
- 平成25（2013）年1月10日ころ、原告は自らの学問の自由が侵害されている事態について救済を求めるために八田英二学長宛てに学内便で窮状を訴えていること
- そのメールには浜矩子研究科長やビジネス研究科教授会に送付した同日付の論点整理の書面（同月9日に開催された教授会（乙12）を踏まえたもの）を添付している（甲29）こと
- これに対して八田英二学長は同月11日午前0時21分付のメールで「メールを拝見させていただきました。このような事態が生じているのを初めて知りました。先生からの添付ファイル以外、状況が分かりませんので、しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います。取り急ぎ、ご連絡まで。八田英二

- 」と記載されている（甲30）こと
- これにより、原告は八田英二学長が情報収集と検討の上で、学問の自由の侵害状態が除去され、権利が回復される措置が講じられるものと期待をしたが、その後、八田英二学長からは何らの回答も措置も無い状態が継続することとなったこと
 - その後、原告は浜矩子研究科長に対する同月17日付公開質問状（乙20）を八田英二学長にも同送しているが、これについても八田英二学長からは何らの措置も講じられていないこと
 - 原告は八田英二学長に対し同年2月1日付メールを送信している（甲31）こと
 - 同月6日に予定されている教授会の議題に、原告の審議要望が全く取り上げられていないことを直接訴えていること
 - そして八田英二学長に直接弁明する機会を求め、また八田英二学長が大学院学則(甲1)32条3項に基づき、ビジネス研究科教授会に審議を諮問することを求めていること
 - 併せて、原告は総合政策科学研究科TIM専攻で博士課程を担当し、博士論文を指導していること、完成年度まで職務を果たすべき責務があることを訴え、研究科を超えた大学全体としての対応を求めていること
 - しかし、八田英二学長はこの訴えに対しても何らの措置も講じることはしていないこと
 - なお同年1月30日付で総合政策科学研究科よりビジネス研究科宛てに原告の講義担当の依頼文書が送付されているが（乙18）、既に主張したとおり、浜矩子研究科長はこれを同年2月6日の教授会（乙13）に報告し、あるいは議題に諮ることはしていない（同月15日に独断で拒絶（握りつぶしをしている）（乙19））こと
 - 原告は代理人弁護士を通じて「通知書兼質問状」を同月4日付けで被告宛に送付し、同内容証明郵便は翌同月5日に被告に送達されている（甲32号証の1・2）こと
 - この書面については八田英二学長をはじめ被告理事長ら大学執行部が知ることとなったこと
 - そして浜矩子研究科長は同月6日付で原告の公開質問状に対する回答をした（乙21）こと
 - これを受けて原告は同月8日に浜矩子研究科長宛てに「公開質問状（2）」を送付したが、同じ文書を八田英二学長にも同送している（甲33）こと
 - なお同質問状に対する回答はなされていないこと
 - また原告は同月6日の教授会で配付された同年1月9日の教授会記録（乙12）を踏まえて、同月9日付で近藤まり国際プログラム委員長宛に「偏った経済学」とはどのような内容をさすのか、「システムダイナミックスを使わない経済学を教える欲しい」といつどのように依頼をしたのか等の質問をしたが（甲16）、同書面は八田英二学長にも同送されていること

- なお、この質問状に対する回答はなされていないこと
- 同月11日のビジネス研究科の教授会で原告が退席した場で、浜矩子研究科長は、これまで一度も指摘がなかったグリーン科目問題を突如持ちだし、誤った事実を告げて教授会を違法に誤導したこと
- 原告がこのことを知るのには後に議事録が送付されてきてからである（乙14）こと
- 浜矩子研究科長は定年延長を提案できない理由を後ほど書面で通知すると述べたが、その通知はなされていないこと
- 原告は浜矩子研究科長に対し同月15日付「定年延長教授会提案の要望」と題する書面を送付し、八田英二学長にも同送したこと
- この書面では、定年延長を正式議題とすること、総合政策科学研究科TIM専攻において2013年度の完成年度まで職務を果たすべき責務を総合政策科学研究科・大学・文部科学省に対して負っていること、総合政策科学研究科より来年度の科目担当依頼が浜矩子研究科長宛てに来ているはずであること、違法な科目担当外し、差別的な研究指導外しについても議題とすることを求めていること
- しかし、同月20日の教授会ではこれらの事項は議題とされず、また八田英二学長から議題として諮問されることもなかったこと
- 同月19日に米国議会議員で前民主党大統領候補でもあるデニス・J・クシニッチは八田英二学長宛にメールを送付していること
- そのメールでは、ビジネス経済学の講義でシステムダイナミックスを教授する原告の地位が排除されかかっていることへの憂慮とともに、原告が行っている貨幣改革・貨幣政策に不可分なシステムダイナミックスの研究の社会的・国際的重要性が強く訴えられていた（甲34）こと
- 同月20日には国際システムダイナミックス学会のキム・ウオレン会長は八田英二学長及び浜矩子教授宛にメールを送付していること
- 原告がシステムダイナミックスを用いたビジネス経済学を講義する機会を奪われることへの憂慮の意思表示と同時に、システムダイナミックスの学生への価値に関するさらなる追加情報の提供も申し出ている（甲35）こと
- 同月28日に原告は浜矩子研究科長宛てに「教授会審議要望書（4）」を送付し、八田英二学長に同送している（甲36）こと
- ここでは、同月20日の教授会で原告の科目担当外し、8コマ担当、定年延長等が審議されなかったことへの抗議、同月11日の教授会の際に定年延長拒否の理由を文書で通知すると述べたのに通知がなされないことへの抗議、同月11日の教授会記録を後日確認したところ、これまで理由とされていなかったグリーン科目担当拒否が掲げられていることへの抗議が記載されていること
- 同年3月6日の教授会においてもこれらの事項について審議はなされなかったこと
- また八田英二学長からはついに何らの措置も講じられなかったこと
- 総合政策科学研究科TIM専攻は平成20年5月28日に設置届出がなされて

いる（甲23の1）こと、届出者は被告理事長であること、届出書には「…届出の上は、確実に届出に係る計画を履行します」と記載されていること、この届出書では、原告が専任教員の1人となっており、5年一貫制の完成年度である平成26年3月までは指導教員となることが届出時より予定されていた（甲23の3ないし5）こと、このTIM専攻の設置は平成20年1月10日大学評議会において評議会議長である八田英二学長のもとで承認されているし、同月26日の理事会においても八田英二学長ほか理事が出席の上で承認がなされていること、理事長が議事録を確認していること

- 八田英二学長をはじめ、被告大学執行部が、原告が専任教員として2014年3月末の完成年度まで教授の地位にあることを前提に届出をし、実際に国内外の学生を受け入れていたのである（甲9～12）こと
- そしてビジネス研究科と総合政策科学研究科は2008年6月30日付合意書で相互有効協力関係の発展のために努力するとされていた（甲26）こと
- TIM専攻では、当然2013年4月以降も原告が指導教員となることを前提としてカリキュラムを実施するつもりであった、そのため、ビジネス研究科に原告を科目担当とする依頼をしていた（乙18）こと
- 現に総合政策科学研究科TIM専攻の中田喜文教授（設置時主任）は原告を総合政策科学研究科において引き受けることを大学執行部に要請をしていたこと
- 八田英二学長は学長として2つの研究科にまたがる重要な事項について措置を講じなかったこと

以 上